

第3次南アルプス市行政改革実施計画
(平成28年度～平成32年度)

平成29年3月

南アルプス市

目 次

第 1	第 3 次南アルプス市行政改革実施計画の策定について	1
1	第 3 次南アルプス市行政改革実施計画の位置付け	1
2	計画期間	1
3	実施計画の構成	1
4	推進体制（進捗管理）	1
5	進捗状況の公表等	1
第 2	第 3 次南アルプス市行政改革実施計画取り組み一覧	2
1	財政の健全化	4
2	行政経営システムの見直し	9
3	人材育成と時代に即応した組織の見直し	13
4	市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進	15

第1 第3次南アルプス市行政改革実施計画の策定について

1 第3次南アルプス市行政改革実施計画の位置付け

第3次南アルプス市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示した第3次南アルプス市行政改革実施計画として策定する。

2 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

3 実施計画の構成

取組項目ごとに現状と課題を整理し、その課題の解消・解決に向けた年度別の取組内容を明示する。平成32年度の到達目標については、可能な限り定量化を図る。

4 推進体制（進捗管理）

市長を本部長とする行政改革推進本部において、本計画の進捗状況の把握を行なう。

なお、実施計画の進行管理については計画（Plan）→実行（Do）→点検（Check）→見直し（Action）のPDCAサイクルに基づいて点検を行い、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行なうなど実施計画を修正し、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進する。

5 進捗状況の公表等

本計画の進捗状況については、毎年度進捗状況を管理し、市ホームページ等により公表する。

第2 第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み一覧

(平成28年度～32年度)

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目	
1 財政の健全化					
●歳出の見直しと歳入の確保により収支均衡と将来負担の軽減が図られる財政基盤の確立					
	①歳出構造の見直し		1	有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）	
			2	基金の確保と活用	
			3	補助金・交付金の見直し	
			4	経費の節減・合理化の徹底	
			5	市の規模に見合った安定的な予算規模の構築	
	②歳入確保の取組推進		1	市税等の徴収率の向上に向けた取り組みの推進	
			2	未利用財産の売却・貸付の促進	
			3	その他の自主財源の確保	
	③公営企業等の健全経営		1	上水道事業の健全経営の維持	
			2	下水道事業の健全経営に向けた取り組みの推進	
			3	特別会計の効率的な運営	
	2 行政経営システムの見直し				
	●経営資源の適正配分により公共サービスを最適化する行政経営システムの見直し				
		①マネジメントシステムの強化		1	優先的事業の重点化
				2	徹底した事務事業の見直し
3				各種整備計画の策定と運用	
4				部局ごとの目標管理の実施	
②民間活力の活用			1	民間への業務委託等の推進	
			2	指定管理者制度の導入と適正な運用	
③公共施設の見直し			1	計画的な再配置の実施	
			2	計画的な除去の実施	
			3	計画的な保全・長寿命化の推進	
			4	借地の解消、借地料の見直し	
④市民とのコミュニケーションの充実			1	分かりやすい市政情報の発信	
			2	広聴広報活動の推進	
			3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	
			4	新たな市民参画の手法	

第2 第3次南アルプス市行政改革実施計画取り組み一覧

(平成28年度～32年度)

基本方針	取り組みの方針	取り組みの項目	No.	具体的な取り組み項目
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し				
●職員の意識改革や資質向上に取り組み、職員の能力が最大限発揮される組織を目指す人材育成と時代に即応した組織の見直し				
①定員の適正化及び組織の見直し			1	定員適正化の推進
			2	組織の見直し
②人材育成の推進			1	職員能力の開発促進
			2	人事評価制度の適正な運用
			3	危機管理能力の向上
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進				
●人と人、人と地域、地域と地域、また異なる分野間の多様な関係性の再構築による多様な協働の推進				
①地域自治の推進			1	地域コミュニティ活動の推進
			2	自治会組織の適切な運用
②市民活動の推進			1	多様な担い手による市民活動の促進
③取り組み推進のための環境整備			1	まちづくりの人材育成
			2	職員の意識向上と体制整備

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容							
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
1 財政の健全化																
(1) 歳出構造の見直し																
	1		有利な市債の有効活用による将来負担の軽減（健全化判断比率の抑制）	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	【現状】 ・財政健全化法に基づく財政指標の健全化判断比率は、平成27年度決算全ての比率において、基準を大きく下まわり健全性を保っている。 ・しかし、少子高齢化に伴う税金や普通交付税の減少、有利な合併特例債の活用期限の到来等の影響により、歳入規模が縮小し、今後は、これまでのような基金の積み立てや、将来負担の軽減を目的とした市債の繰上げ償還等が厳しくなることから、各比率の上昇が見込まれる。 ・平成27年度決算値（早期健全化基準） 実質公債費比率 5.9%（25.0%） 将来負担比率 ▲5.4%（350.0%） 【課題】 ・今後予想される健全化判断比率の上昇を抑制するため、不足する歳入に対し、歳出総額の圧縮を図り、スリムな財政運営を図って行くとともに、合併特例債に変わる有利な起債を研究していく必要がある。	行政評価による事務事業の取捨選択を行うとともに、交付税算入率の高い、有利な地方債を模索しながら、普通建設事業費の圧縮、施設統廃合による物件費の圧縮等による基金取り崩しの抑制を図る。	第6期財政計画	・健全化判断比率を次のとおりとする。 実質公債費比率 6.6%以下 将来負担比率 32.8%以下 ※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合 ※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合	計画内容 (Plan)	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 5.3% ・将来負担比率 ▲13.6%	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 4.8% ・将来負担比率 ▲4.2%	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 4.9% ・将来負担比率 11.1%	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 5.7% ・将来負担比率 23.0%	・計画的な市債発行、償還。これに見合った普通建設事業の推進。施設統廃合による物件費の抑制。 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 [達成目安] 第6期財政計画値 ・実質公債費比率 6.6% ・将来負担比率 32.8%		
	2		基金の確保と活用	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	【現状】 ・基金については目的に応じて、今後の財政見通しを踏まえる中で、健全な財政運営が図れるよう計画的に積立てを実施してきた。 ・平成27年度末の残高額 財政調整基金 約40億円 減債基金 約19億円 公共施設整備等事業基金 約35億円 【課題】 ・不測の事態への備えと、今後の必要な事業への財源確保を目的に積立を行ってきたが、財政の将来見通しにおいては、積立が厳しい状況である。	・基金を一定額確保しつつ、必要な事業等の財源として適切な活用を図る。	第6期財政計画	・年度末財政調整基金等残高 96億円以上の確保 (第6期財政計画値 96.4億円)	計画内容 (Plan)	・基金については、取り崩しを行わず、減債基金・公共施設整備基金に合わせて10億円積立て、平成28年度末基金残高を105億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高24億円 ・公共施設整備等事業基金 40億円	・基金については、取り崩しを行わず、平成30年度末基金残高については前年度末と同額の106億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高25億円 ・公共施設整備等事業基金 40億円	・減債基金、公共施設整備基金合わせて、4億円取り崩し、平成31年度末基金残高を102億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高41億円 ・減債基金残高23億円 ・公共施設整備等事業基金 38億円	・財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金合わせて、6億円取り崩し、平成32年度末基金残高を96億円以上確保する。 [参考] 第6期財政計画値 ・財政調整基金残高40億円 ・減債基金残高20億円 ・公共施設整備等事業基金 36億円			
	3		補助金・交付金の見直し	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・市の施策の推進や市民の自主的なまちづくりを奨励する場合等に、補助金や交付金を支出してきた。 ・平成27年度決算値 補助金・交付金総額 1,618,350千円 【課題】 ・市が行政目的を効率的・効果的に達成する上で、各種団体等への補助金は一定の役割を果たしてきたが、限られた財源を有効に活用していくため、補助金等の公平性、益性、及び必要性の確保が求められている。	・補助金等の交付に関する基本方針に基づいて、必要性や妥当性、補助率や終期等を検証し、適正な金額への見直しや整理・統合を図る。	南アルプス市補助金等交付規則 南アルプス市補助金等交付基準	・基本方針の一定の基準の下、すべての補助金等について見直しが行われている状態	計画内容 (Plan)	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。	・既設の補助事業等が、基本方針に基づき、適正に執行されているかを検証する。 ・新設する補助事業等については、基本方針に基づく運用が成されるかを審査する。		

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容					
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		4	経費の節減・合理化の徹底	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・財政課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・経費の節減に向けた取組については、これまでも予算編成及び執行を通じ、全庁的に行っているが、更なる工夫・改善が求められている。 ・重点的な取組として、職員の意識啓発の徹底のほか、消耗品費、印刷製本費、修繕料、備品購入費、施設の開館時間等の見直し、光熱水費の抑制に取り組んでいる。 【課題】 ・経費の節減については、細やかな取組の積み重ねと継続が肝要であり、コスト意識を高めるための職員の意識付けと計画的な取組が必要である。	・職員のコスト意識を高めるとともに、より効率的・効果的な方法となるよう、執行管理手法を見直し、経費の節減、合理化の徹底を図る。 ・工事、備品購入、業務委託等の契約方法についての見直し。	第6期財政計画	・第6期財政計画に沿って、消耗品費や庁舎の光熱水費等、物件費等の節減が図られている状態	計画内容 (Plan)	・経費節減等に対する職員の意識付けを徹底する。 ・経費節減等に対する目標設定及び管理を行うための仕組みを構築する。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。	・経費節減等に対する目標達成に向けた執行管理を全庁的に行う。
		5	市の規模に見合った安定的な予算規模の構築	【取組主管課】 ・財政課 【関係課等】	【現状】 ・一般会計の予算規模は、特例債活用期限内の施設整備等の影響により、28年度～30年度まで、普通建設事業費が極端に増額となるため、300億を超える規模となる見込みである。 【課題】 ・人口減少や経済情勢の変化による市税の減収に加え、32年度以降、確実に地方交付税も減少することを踏まえ、持続可能な財政運営を図っていくため、歳入規模に見合った歳出規模へ移行していく必要がある。	・歳入規模に見合った歳出規模へ見直しを進め、第6期財政計画に基づく予算規模への計画的な縮小を図る。	第6期財政計画	・第6期財政計画における一般会計の予算規模291億円	計画内容 (Plan)	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の予算規模329億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の予算規模323億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の予算規模337億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の予算規模292億円	・第6期財政計画に基づき、歳入規模に見合った歳出予算を編成する。 [達成目安] 一般会計の予算規模291億円

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 財政の健全化													
(3) 公営企業等の健全経営													
	1		上水道事業の健全経営の維持	【取組主管課】 ・企業局 【関係課等】	【現状】 ・南アルプス市水道ビジョン、アセットマネジメントによる中長期計画に基づき健全経営の持続とサービスの向上に取り組んできた。 【課題】 ・将来にわたって安定的に事業を継続するためには、維持管理の効率化、組織の効率化、人材育成、民間活用等を検討し、経営基盤の強化を図る必要がある。	・将来にわたって安定的に事業を継続するために、経営戦略、実施計画を策定し、この計画を推進することにより、健全な経営を維持する。	南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画（計画期間：平成29年度～平成38年度）の取組推進により、健全経営が維持された状態	計画内容 (Plan) ・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画の策定について検討	・南アルプス市水道事業経営戦略の策定	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。	・南アルプス市水道事業経営戦略・実施計画に基づき、各項目の進捗管理を行い、各項目の業務指標を公表する。
	2		下水道事業に向けた取り組みの推進	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	【現状】 ・下水道事業について、経営の健全化を図るため、企業会計方式を導入し経営状況を公表するよう、国による義務化の動きがある。 【課題】 ・下水道事業の計画性や透明性を確保し、財政状況を市民や議会に明らかにしていくため、企業会計方式を導入し、健全経営に向け経営状況を公表していく必要がある。 ・下水道普及率が50%に満たない状況であるため、整備区域の拡大を図る必要がある。	・国の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（H26.8.29付け通知）を踏まえ、平成31年度からの公営企業会計への移行を目指す。 ・汚水処理施設整備構想に基づき、効率的かつ有効的な整備促進を図っていく。	・南アルプス市汚水処理施設整備基本構想（下水道アクションプラン） ・南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画	・公営企業会計での適正な運用 ・汚水処理施設整備基本構想に基づいた整備促進 ・生活排水クリーン処理率78.1%	計画内容 (Plan) [公営企業会計への移行] ・法適化基本計画の策定 ・固定資産の調査・評価 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備基本構想（下水道アクションプラン）の策定	[公営企業会計への移行] ・固定資産の調査・評価 ・システム構築 ・組織の検討 ・条例、規則等の改定に着手 [未普及地域の整備促進] ・ストックマネジメントを含めた南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画の見直し ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る	[公営企業会計への移行] ・システム稼働、修正 ・条例、規則等の制定 ・下水道使用料見直しの検討 [未普及地域の整備促進] ・ストックマネジメントを含めた南アルプス市公共下水道全体計画・事業認可計画の見直し ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る	[公営企業会計への移行] ・公営企業会計に移行 ・システムの本格稼働、修正 ・下水道使用料見直しの検討 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る	[公営企業会計への移行] ・公営企業会計運用 ・下水道使用料改定 [未普及地域の整備促進] ・汚水処理施設整備構想に基づき、整備区域の拡大を図る
	3		特別会計の効率的な運営	【取組主管課】 ・国保年金課 【関係課等】	国民健康保険特別会計 【現状】 国民健康保険制度の現状は、高齢者の加入割合が高く、近年の医療の高度化、新薬の開発などが要因となり、医療費は増加傾向が続いており、今後の国保運営は厳しい見通しとなっている。 【課題】 医療費の増加傾向に対し、加入者の減少、所得の低い世帯の加入割合が高いことから、保険税の収納額は減少の傾向にあり、構造的な課題を抱えている。	国の社会保障制度改革のひとつとして、持続可能な医療保険制度の構築を目指されることになった。平成30年度からの都道府県化に向けて市として必要な準備、取り組みを進めていく。	山梨県国民健康保険運営方針	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 徴収体制の見直し 現年保険税収納率：95%	計画内容 (Plan) 都道府県化に向けた事務レベルのWGによる県と市町村の協議 現状における財政課題を踏まえた国保税率の改定 収納率：93%	平成29年度に決定する山梨県国民健康保険運営方針や納付金の確定を踏まえ、保険税率の算出、国保システム環境の整備、事務手続きの変更確認、当初予算編成、条例改正などの対応 特定健康診査等実施計画、データヘルス計画策定 収納率：93%	都道府県化施行 安定的な財政運営と効率的な事業の実施 保険者努力支援制度の対象となる特定健診、特定保健指導、重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進していく 徴収体制の見直し 収納率：93%	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 保険者努力支援制度の対象となる特定健診、特定保健指導、重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進していく 徴収体制の見直し 収納率：94%	安定的な財政運営と効率的な事業の実施 保険者努力支援制度の対象となる特定健診、特定保健指導、重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進などを推進していく 収納率：95%
				【取組主管課】 ・介護福祉課 【関係課等】	介護保険特別会計 【現状】 ・介護給付費について毎年増加傾向にある。 【課題】 ・一般会計の負担軽減に向け、今後も特別会計への繰出金の抑制に努める必要がある。	・事業計画等を策定し、将来的な見直しを持った上で、将来負担の軽減につながる予防関連事業等の取組や給付適正化の取組を強化し、健全経営を推進することにより、特別会計への繰出金の抑制を図る。	・介護保険事業計画 ・高齢者保健福祉計画	・介護予防「百歳体操」の普及（高齢者600人程度） ・ケアプランチェックの全件実施を行う。	計画内容 (Plan) ・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者200人程度） ・ケアプランチェックの準備や縦覧点検などの給付適正化を図る。 ・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者300人程度） ・新規のケアプランチェックを実施する。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。 ・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者400人程度） ・新規・区変のケアプランチェックを実施する。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。 ・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者500人程度） ・ケアプランチェックの全件実施準備をする。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。 ・予防関連事業の「百歳体操」の普及（高齢者600人程度） ・ケアプランチェックの全件実施を行う。 ・縦覧点検による給付適正化を図る。				

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容					
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		3	特別会計の効率的な運営	【取組主管課】 ・下水道課 【関係課等】	下水道事業特別会計 【現状】 ・一般会計繰入金1,100,892千円・特別会計への繰出金については、公共下水道事業繰出基準に則っている。 【課題】 ・下水道使用料単価が低いため経費回収率の伸び悩み。 ・地方債償還のピークに伴う繰出金の増加。	・公営企業会計適用後、適正な下水道使用料への改定を行うとともに、収納率の向上に取り組み、特別会計への繰出金の抑制に努める。 現年分徴収率 97.7% 滞繰分徴収率 24.2%		・公営企業会計が適用され、適正な使用料へ改定されている。 ・滞納整理の強化により徴収率の向上が図れている。 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 25.0%	計画内容 (Plan)	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため滞納整理の強化 現年分徴収率 97.9% 滞繰分徴収率 24.4%	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理の実施 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.0% 滞繰分徴収率 24.5%	・公営企業会計移行期間 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.2% 滞繰分徴収率 24.7%	・公営企業会計適用 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理 ・下水道使用料見直しの検討 現年分徴収率 98.3% 滞繰分徴収率 24.8%	・公営企業会計適用 ・収納率向上のため企業局と連携し、口座振替の推進や積極的な滞納整理 ・下水道使用料改定 現年分徴収率 98.5% 滞繰分徴収率 25.0%
				【取組主管課】 ・観光商工課 【関係課等】	山梨県北岳山荘管理事業特別会計 【現状】 ・県の施設である北岳山荘を管理協定により本市が特別会計事業として山荘の運営を行っている。6月上旬から11月上旬までの間、主に北岳・間ノ岳の登山者の受け入れを行っており、年間約1万3千人の利用がある。 ・平成27年度決算値 事業収入 95,609千円 事業支出 84,130千円 【課題】 ・同じ職員が専門職的に業務にあっており、代わる職員がいない状況である。また、特殊な環境下での勤務で長時間労働も余儀なくされており、職員の心身のケアも課題となっている。多額な現金の取り扱い、在庫管理等、透明性を確保した運営を行うための業務量も年々増えており、現場スタッフ及び観光担当の負担も増大している	・北岳山荘の所有者である山梨県と管理協定や管理運営方法の見直し等、県への返還も含め協議を始めており、市の負担がこれ以上増大するようであれば近い将来返還をしなければならない。	—	施設の方向性について決定を行っている。	計画内容 (Plan)	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。	山梨県の担当窓口である観光部観光資源課と協議。

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2 行政経営システムの見直し													
(2) 民間活力の活用													
	1	民間への業務委託等の推進	<p>【取組主管課】 ・行政改革推進室</p> <p>【関係課等】 ・全ての課等</p>	<p>【現状】 ・各担当において必要に応じて一部業務を委託しているが、業務を全体として委託を行ってはいない。</p> <p>【課題】 ・今後は、業務の民間委託の検討を進めるほか、国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績を踏まえ、サービスの向上やコストの縮減など、効果が認められる業務については民間委託等を推進する必要がある。</p>	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国の自治体の民間委託等の導入実績また、施設の民間譲渡による民営化等の検証を行い、民間への業務委託等の検討・推進を図る。</p>	-	<p>・民間委託等の効果が認められる業務について、委託等が推進されている状態</p>	計画内容 (Plan)	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討する。</p>	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討する。</p>	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討実施する。</p>	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討実施する。</p>	<p>・国の公共サービス改革基本方針や全国的な自治体の民間委託導入実績を踏まえ、当市の現状に沿った業務委託を検討実施する。</p>
	2	指定管理者制度の導入と適正な運用	<p>取組主管課等】 ・行政改革推進室</p> <p>【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等</p>	<p>【現状】 ・指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の発想やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上とコストの縮減を図るとともに、公共サービスを民間に開放することによる地域の活性化を目的とするものである。</p> <p>・平成27年度 制度導入施設 98施設</p>	<p>・指定管理者制度の導入効果や運用方法等の検証を行う。</p> <p>・効果が見込まれる施設への制度の導入、及び既に導入済みの施設で効果が見込めない施設の直営管理への切替（継続を見込む施設に限る）を進める。</p>	公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針	<p>・真に制度の導入効果が得られる施設について導入が進み、適切に運用されている状態</p>	計画内容 (Plan)	<p>・指定管理者制度の検証を行い、モニタリング手法を含め今後の制度の運用方針の見直しをする。</p>	<p>・公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。</p> <p>・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>・公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。</p> <p>・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>・公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。</p> <p>・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>・公の施設における指定管理者制度の導入に関する基本的な指針に基づき、指定管理施設の更新又は見直し、及び新規導入を進める。</p> <p>・指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングの実施により管理運営状況を的確に把握するほか、制度の適切な運用を行う。</p>

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2 行政経営システムの見直し													
(3) 公共施設の見直し													
	1	計画的な再配置の実施	<p>【取組主管課】 ・行政改革推進室</p> <p>【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等</p>	<p>【現状】 ・これまで、老朽化が著しい施設や利用者が極端に少ない施設、利用者が限定されている施設を中心に再配置（廃止、譲渡等）に取り組んできた。 ・施設の建設や修繕の際、補助金等を活用している施設が多く、再配置に取り組む上での検討課題となっている。</p> <p>【課題】 ・予算規模の縮小や将来的な人口減少等を踏まえると、今後は、観光施設、体育施設、保育施設、学校施設等の適正配置に取り組む必要がある。</p>	<p>・公の施設について、公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき施設の目的と機能、利用実態、地域バランス等を勘案し、適正配置に向けた取組の推進を図る。</p>	公共施設等総合管理計画アクションプラン	<p>・公の施設の総量を抑制した上で、適正配置されている状態</p>	計画内容 (Plan)	<p>・公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画アクションプランに基づき、再配置の取組を進める。</p>
	2	計画的な除去の実施	<p>【取組主管課】 ・行政改革推進室</p> <p>【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等</p>	<p>【現状】 ・公共施設等総合管理計画に基づき計画的に除去している。</p> <p>【課題】 ・厳しい財政見通しの下、除去には多額な費用が必要であることから、維持管理経費や老朽化の度合いを踏まえつつ、除去後の土地の処分の見込みや事業計画の有無を検証しながら、可能な限り優良な地方債や補助金等を活用し、計画的に除去を進めていく必要がある。</p>	<p>・用途廃止する施設について、安全管理面や費用対効果を検証しながら計画的な除去を図る。</p>	公共施設等総合管理計画	<p>・公共施設等総合管理計画に記載している施設の情報適宜更新され、計画的な除去が行われている状態</p>	計画内容 (Plan)	<p>・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画を適宜更新するとともに、老朽化による危険度や財源確保の可能性を検証しながら、計画的な除去を実施する。</p>
	3	計画的な保全・長寿命化の推進	<p>【取組主管課】 ・行政改革推進室</p> <p>【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等</p>	<p>【現状】 ・国から公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため公共施設等総合管理計画の策定を行った。</p> <p>【課題】 ・人口減少や年齢構成の変化に伴う公共施設等の利用需要の変化が見込まれるとともに、老朽化の進行に伴う修繕費等の増加が懸念される。このことから、早急に全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等の方針を定め、公共施設等の最適な配置と安全な施設の提供を実現するとともに、将来的な財政負担を軽減・平準化する必要がある。</p>	<p>・施設の維持管理や更新費用の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な保全・長寿命化を推進する。</p>	公共施設等総合管理計画	<p>・公共施設等総合管理計画に基づく適正な施設管理が行われている状態</p>	計画内容 (Plan)	<p>・公共施設等総合管理計画を策定する。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画に基づく取組を進める。 [具体的な取組] ・長寿命化…個別計画の整備・更新を行う。 ・保守・点検…マニュアル策定を進める。</p>
	4	借地の解消、借地料の見直し	<p>【取組主管課】 ・管財契約課</p> <p>【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等</p>	<p>【現状】 ・平成27年度末の状況 件数 9件 面積 18,116.95㎡ 借地料 13,644千円</p> <p>【課題】 ・借地の解消、借地料の見直しを検討。永続的に土地を利用する場合は、取得に向けた検討を行う必要がある。</p>	<p>・市が借り受けている土地について、今後の使用状況等を検討した上で、借地契約の解消（返還・買収）や借地料の見直しを図る。</p>	-	<p>・借地契約が必要な土地について、地権者との合意により、可能な限り、適正な借地料となっている状態を目指す。</p>	計画内容 (Plan)	<p>・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。</p>	<p>・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。</p>	<p>・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。</p>	<p>・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。</p>	<p>・管理している借地の状況について個別に調査・分析を行い適正処理を進めていく。</p>

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成目 標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2 行政経営システムの見直し													
(4) 市民とのコミュニケーションの充実													
	1	分かりやすい市政情報の発信	【取組主管課】 ・秘書課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・これまで市政情報の発信源として、広報紙、ホームページ、など、各種広報媒体の特徴をいかしながら、的確で分かりやすい発信を続けてきたが、情報の発信量が多くホームページの情報更新が遅れることも見受けられる。 ・また、高齢化や国際化により様々な情報提供先に適切な情報を伝えることも要求されている。 【課題】 ・誰もが情報を入力しやすいような広報媒体の作成を引き続き進めるとともに、最新で適切な情報を発信することが必要である。	・ホームページ等の情報の最新化や最適化を通じて、分かりやすい市政情報の的確かつ迅速な発信を図る。	-	・最新かつ正確な市政情報が、小中学生から高齢者まで幅広い世代に分かりやすく伝わる内容で発信され、その情報を容易に入手できる状態	計画内容 (Plan) 市ホームページのリニューアルに向けての検討部会を立ち上げる。	市ホームページリニューアルの方向性をまとめ、コンテンツ、システム、運営体制の構築を図ると同時に、職員研修を行う。	新公式ホームページ開設	現状分析による関心が高いと思われる観光・移住・農産品系のコンテンツの充実。	SNSによる情報発信の本格運用開始。	
	2	広聴広報活動の推進	【取組主管課】 ●秘書課 ・政策推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・広聴活動として、おきがる座談会（市民と市長の意見交換の場）の開催、各種アンケートの実施、市長への手紙ポストの設置（137件）、パブリックコメント（4案件）などを実施してきた。 【課題】 ・今後も市民の生の声を聴き市政運営に反映させることで、市民が真に必要なとするサービスを提供していく必要がある。	・おきがる座談会、各種アンケート等のほか、各種審議会等を通して、市民の意見等を聴く機会の確保と市政運営への反映を図る。	-	・広聴活動に積極的に取り組み、真の市民ニーズを的確に捕捉し、その結果が市政に反映されている状態	計画内容 (Plan) ・市民と市長との対話集会「おきがる座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民と市長との対話集会「おきがる座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民と市長との対話集会「おきがる座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民と市長との対話集会「おきがる座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	・市民と市長との対話集会「おきがる座談会」を今後も開催する。 ・各種アンケートの実施。 ・市長への手紙を引き続き設置する。 ・パブリックコメントの実施。 ・各種審議会等の委員の公募を引き続き実施する	
	3	市民ニーズ等に対応した相談窓口の充実	【取組主管課】 ●行政改革推進室 ・みんなでまちづくり推進課 ・福祉総合相談課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・これまで相談窓口として福祉総合相談課の設置、消費生活相談窓口、無料法律相談（みんなでまちづくり推進課）等を設置している。 【課題】 ・今後も社会経済情勢の変化に伴い、市民からの相談件数の増加が見込まれることから、相談窓口を充実する必要がある。 ・また、個人情報やプライバシーにも配慮し、個室やパーテーションを利用した相談スペースの確保や、市民相談に適切に対応するため、職員の専門知識の向上等に取り組む必要がある。	・社会経済情勢や市民ニーズに対応するため、引き続き一般相談窓口や専門性の高い特定の相談窓口を設置するとともに、相談環境の整備や職員の専門性・接客等の質高め、相談窓口の充実を図る。	-	・市民ニーズに対応した相談窓口が設置され、市民の満足度の維持・向上が図られている状態	計画内容 (Plan) ・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・庁舎増築に伴う相談窓口の環境整備	・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。 ・新たな相談窓口の需要への対応を検討する。	[相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。 ・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。	[相談サービスの質の向上]・職員研修や職場内研修（OJT）を活用し、専門性や接遇の質の高いサービスを提供する。 ・窓口アンケートを実施し、現状の把握と改善を図る。
	4	新たな市民参画の手法	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】 ・施設等を所管する全ての課等	【現状】 ・市民との協働を進めるにあたり市民活動センターを中心に活動を行っている。 【課題】 ・新たな市民要望を把握、検討、事業化するためのスキームがない。	南アルプス市の現状にあった協働の形を作っていく。	仮) 第2次協働のまちづくり基本方針	・第2次協働のまちづくり基本方針で計画されている内容が履行されている状態。	計画内容 (Plan) ・職員によるワーキンググループを立ち上げモデルケースの検討を行う。	・市民の意見を反映させ運用に向けて検討を行う。	・具体的に運用していくための準備・職員研修	・具体的に運用していくための準備・職員研修	・運用開始 ・問題点を洗い出し随時見直しを図る。	

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し													
(1) 定員の適正化及び組織の見直し													
	1	定員適正化の推進	<p>【取組主管課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事課 <p>【関係課等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての課等 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の正規職員数は621人で、平成15年の合併から13年間で154人の削減を行ってきた。 法定委譲事務の増加により業務量が増大しているため大幅な削減は困難である。 一方で、厳しさを増す財政状況を見据えると、人件費の抑制も必要不可欠となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織体制や個々の事務事業に要する業務量の積み上げも考慮しながら、必要な職員数を見極めるとともに、適正化に向けた取組を進めていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 ○定員適正化の方針 ・事業の執行に必要な最小の人員体制の構築 ・最大の効果を発揮できる組織の構築と人材の育成 	<p>定員適正化計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、平成32年度当初における職員数を次のとおりとする。 <p>正規職員数 615人</p>	<p>計画内容 (Plan)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 622人 (平成28年4月1日現在 正規職員数) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 621人 (平成29年4月1日現在 正規職員数) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 618人 (平成30年4月1日現在 正規職員数) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 618人 (平成31年4月1日現在 正規職員数) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次定員適正化計画に基づき、計画的な定員適正化に取り組む。 [達成目安] ・第3次定員適正化計画に示した正規職員数 615人 (平成32年4月1日現在 正規職員数) 	
	2	組織の見直し	<p>【取組主管課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政改革推進室 総務課 人事課 <p>【関係課等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての課等 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズや行政需要に柔軟かつ迅速に対応するため、簡素で機動的な組織機構を構築してきた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も第2次総合計画の推進に当たり、施策や事業に見合い、かつ効率的な組織に見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政需要に迅速かつ柔軟に対応できる効率的な組織を構築するとともに、行政運営上の環境変化などの課題に対応するため、適時・適切に見直しを行う。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の政策・戦略と業務量に沿った、効率的な組織が構築されている状態 	<p>計画内容 (Plan)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営上の環境変化などに対応するため、適時・適切に組織の見直しを行う。 	

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	各年度の取組内容							
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
3 人材育成と時代に即応した組織の見直し																
(2) 人材育成の推進																
		1	職員能力の 開発促進	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・人材育成方針に基づいて、市の課題や職員に求められる業務遂行の基礎となる資質・能力の向上を図る研修を実施するとともに、必要に応じて拡充を行っている。 【課題】 ・今後、組織が抱える課題や多種・多様な行政需要に対応するためには、様々な課題に対応できる専門性の高い職員の育成や事務処理能力、政策形成能力等の資質向上に向けた実践的な研修が必要であり、時代や社会の環境変化に対応できる人材の育成（能力開発）が必要となる。	・職員の意識改革をはじめ、事務処理能力、問題解決能力及び政策形成能力等を強化する実践的な研修等の実施ほか、自己啓発の促進を図る。 ・専門職をはじめとする専門性の高い職員の育成を図るため、組織における役割分担を明確にするとともに職場内研修（OJT）の強化を図る。	人材育成方針	・職員の職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態	計画内容 (Plan) ・人材育成方針に、人事評価制度等の仕組みを反映させるとともに、具体的な取組みについて見直しを行う。 ・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。	・基礎・階層別研修を実施する。 ・問題解決や政策形成能力などを高める課題別研修を実施する。 ・新規採用職員や若手職員の育成体制を強化する。			
		2	人事評価制度の適正な運用	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・職員の資質向上には、個々の職員の能力や特性を見極め、それらに合った指導、助言を行うとともに、職員の業績結果を適正に評価する仕組みとして人事評価制度の運用を行っている。 【課題】 ・計画的な定員の適正化を進めながらも、真に必要な住民サービスを維持しつつ、様々な課題や変化に的確に対応していくためには、職員の能力のさらなる向上が必要である。そのためには期待する人材像を明示しマネジメント能力の醸成を図り、組織全体の士気高揚を図っていく必要がある。	・職員一人一人が自らの能力を高めるとともに、組織全体の士気高揚を図りつつ、効果的かつ効果的な行政運営を行うため、人事評価制度を活用し人材育成に繋げつつ、能力や実績に基づく人事管理を進める。	—	・人事評価制度により、能力、勤務姿勢や業績の評価及び任用・昇給等への反映が適切に行われ、人材育成や組織の士気高揚に活かされた状態	計画内容 (Plan) ・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。	・人事評価制度を本実施する。 ・適正な運用を図るため、評価者研修を実施する。 ・運用結果を検証し、必要に応じて制度の見直しを行う。			
		3	危機管理能力の向上	【取組主管課】 ・人事課 【関係課等】 ・全ての課等	【現状】 ・これまでも法令遵守や服務規律の徹底を図っているが、職員の不適切な事務処理を改善できない状況にある。 ・また、メンタル面での休暇、休職者の発生がなくなる状況にある。 【課題】 ・不適切な事務処理やメンタル不調をはじめとする様々なリスクに対し、高い倫理観と危機管理意識を持って業務に取り組む意識改革の徹底を図るとともに、行動変容につながる取り組みが必要となる。	・高い倫理観と危機管理意識を持って業務を遂行するため、研修等を通じて法令遵守（コンプライアンス）を徹底するとともに、メンタルヘルスや情報管理など様々なリスクに対する管理能力の強化を図る。	—	・法令遵守をはじめ様々なリスクに対するチェック体制の強化を図り、職員の危機管理意識の向上が図られている状態	計画内容 (Plan) ・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。	・危機管理能力の強化に向け、各階層別研修においてコンプライアンスをはじめとするリスクマネジメント研修を実施する。 ・各職場においては、研修受講後若しくは年度当初において、職場内研修を実施し、情報及び知識・認識を共有する取組を行う。			

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成 目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
(1) 地域自治の推進													
	1	地域コミュニティ活動の推進	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	【現状】 ・これまで市民が、地域の課題を自らのこととして考え、その解決に向けた取組を幅広く展開するきっかけとなるよう、地域課題の解決や地域の活力向上に向けた市民の自発的・主体的な取組を支援してきた。 【課題】 ・今後も複雑・多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に対応していくため、地域コミュニティ活動の推進が必要である。	・市民による地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援する。	—	・地域コミュニティ活動がより自発的・主体的に推進されている状態 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70%（H27:56.8%）	計画内容 (Plan) ・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 59.4%	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 62.1%	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 64.7%	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 67.4%	・地域コミュニティ活動の推進を担う団体への支援を行う。 [具体的な取組例] ・地域コミュニティイベント支援 ・地域活動へ参加している（世帯）市民の割合（市民アンケート） 70.0%	
	2	自治会組織の適切な運用	【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課 【関係課等】	【現状】 ・市内全区域において自治会組織が機能しており、地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進する仕組みを構築し運用してきた。 【課題】 ・より一層地域住民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを進めるため、自治会組織の推進が必要である。	・市民の意思を市政に反映させ、地域主体のまちづくりを推進するための自治会組織の適切な運用を図る。	—	・自治会組織が有効に活用され、地域主体のまちづくりが推進されている状態 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 50.0%（H27:34%）	計画内容 (Plan) ・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 37.2%	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 40.4%	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 43.6%	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 46.8%	・自治会組織を支援するほか、会員の資質向上に資する研修などに取り組む。 ・自治会活動交付金の交付 ・自治会の活動に満足している（市民アンケート） 50.0%	

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する 計画等	平成32年度の達成 目標	各年度の取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
(2) 市民活動の推進													
		1	多様な担い 手による市 民活動の促 進	【取組主管課】 ・みんなでまちづ くり推進課 【関係課等】	【現状】 ・市内におけるボランティア活動 やNPO活動など市民の自発的な活 動を支援・促進する拠点として、 平成18年4月に市民活動センター を設立した。 【課題】 ・今後は、市民活動センターの機 能を強化し、NPO・ボランティア 活動の支援に加え、様々な主体に よる市民活動の協働を促すこと により、多様な市民活動を一層促 すことが必要である。	・市民活動センターの施設 の維持管理、運営その他関 連業務を民間の中間支援組 織（市民活動を支援するN POなど）を養成し担当さ せることで、多様な市民活 動の活性化を図るととも に、様々な主体による協働 を促進する	仮）協働のま ちづくり基本 方針	・多様な市民活動が推進さ れている状態（地域活動や 市民活動に参画する市民の 増加など） ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 70%（H27:56.8%）	計画内容 （Plan） ・市民活動センターを拠点 とした市民活動に関する情 報の受発信や相談窓口機能 の強化を図るため、市民活 動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、 情報の共有化と可視化に向 けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 59.4%	・市民活動センターを拠点 とした市民活動に関する情 報の受発信や相談窓口機能 の強化を図るため、市民活 動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、 情報の共有化と可視化に向 けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 62.1%	・市民活動センターを拠点 とした市民活動に関する情 報の受発信や相談窓口機能 の強化を図るため、市民活 動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、 情報の共有化と可視化に向 けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 64.7%	・市民活動センターを拠点 とした市民活動に関する情 報の受発信や相談窓口機能 の強化を図るため、市民活 動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、 情報の共有化と可視化に向 けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 67.4%	・市民活動センターを拠点 とした市民活動に関する情 報の受発信や相談窓口機能 の強化を図るため、市民活 動の実態や課題等の情報を 収集・整理するとともに、 情報の共有化と可視化に向 けた取組を推進する。 ・地域活動へ参加している （世帯）市民の割合（市民 アンケート） 70.0%

行政改革実施計画（平成28年度～32年度）

基本方針	取組方針	番号	取組項目	取組主管課 関係課等	現状と課題	今後の取組方向	関係する計画等	平成32年度の達成目標	各年度を取組内容				
									区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
4 市民との協働により取り組む「多様な協働」の推進													
(3) 取組推進のための環境整備													
	1	まちづくりの人材育成	<p>【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課</p> <p>【関係課等】 ・全ての課等</p>	<p>【現状】 ・これまで様々な主体による地域の課題解決に向けた自発的な取組を促進するため、WAKAMONO大学や南アルプス市協働支援テーマ型活動助成事業などにより、各種のまちづくり活動を担う人材の育成とその支援に取り組んできた。</p> <p>【課題】 ・今後も市民が中心となったまちづくりを推進するため、人材の育成と支援が必要である。</p>	<p>・行動に向かうための働きかけとして、まちづくりに関連する講座や講習会を開催し、まちづくり活動を担う人材の育成を図る。</p>	仮) 協働のまちづくり基本方針	・まちづくりを担う人材が育成され、市民活動が推進されている状態	計画内容 (Plan)	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。	・まちづくりを担う人材育成のための講習会等を開催するほか、市民活動団体が実施するまちづくりに関する講座や講演会等の取組を支援する。
	2	職員の意識向上と体制整備	<p>【取組主管課】 ・みんなでまちづくり推進課</p> <p>【関係課等】 ・全ての課等</p>	<p>【現状】 ・協働のまちづくりガイドブックを作成し全職員に配布したが、職員間での認識や考え方が違うため事業が思うように進んでいない。</p> <p>【課題】 ・地域自治や市民活動をより一層進めるため、市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識啓発に向けた研修などに取り組む必要がある。</p>	<p>・市民活動や協働に関する庁内の情報共有化、職員の意識向上に向けた研修の開催、取組推進のための体制整備を図る。</p>	仮) 協働のまちづくり基本方針	<p>・市民活動や協働の推進に向けて、職員の意識向上が図られている状態</p> <p>・期間中にすべての職員を研修対象とする。</p>	計画内容 (Plan)	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。	・職員の意識向上を図るため、市民活動や協働に関する職員研修を実施する。 ・市民活動や協働に関する全庁的な取組の整理・体制の検討等を行う。